

令和5年度（2023年度）職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	89.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

① 教育公務員以外

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.8%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	93.0%

② 教育公務員

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	97.5%
教頭	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.8%
31～35年	94.1%
26～30年	93.4%
21～25年	92.3%
16～20年	94.3%
11～15年	91.7%
6～10年	92.4%
1～5年	94.6%

【説明欄】

- 勤続年数の長い職員が男性に多いこと等により、相対的に給料月額が高い職員が男性に多くなっているため、給与差が生じている。
- 手当類（扶養手当、住居手当、児童手当等）について、男性職員に支給している割合が高いことも、給与差の要因となっている。
- 本庁部局長・次長相当職の区分には女性の職員がいないため、「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。